第２章の⑧の２つめの○中「及び医薬食品局」を「、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部」に改める。

第４章第２節中「健康局及び医薬食品局」を「医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部」に改める。

第４章第３節１⑵の７つめの○中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改め、同節１⑶の１つめの○中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）」に改める。

第４章第４節１中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改める。

第５章第１節１中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改め、同節２及び３中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第５章第２節中「医薬食品局食品安全部」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改める。

第５章第３節１⑵の１つめの○中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改め、同節１⑵の２つめの○中「医薬食品局食品安全部」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改める。

第５章第４節１の１つめの○中「感染症法に規定する二類感染症又は三類感染症」を「既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第６条第２項の一類感染症をいう。）を除く。）」に改め、同節１の５つめの○中「一類疾病」を「Ａ類疾病」に、「二類疾病」を「Ｂ類疾病」に改め、同節２の２つめの・中「健康局」の次に「、医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」を加え、同節３中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第６章第１節１の２つめの○中「及び医薬食品局」を「、医薬・生活衛生局及び同局生活衛生・食品安全部」に改める。

第６章第３節の１つめ及び２つめの○中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改め、同節の３つめの○中「医薬食品局食品安全部」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改める。

第７章第１節１中「医薬食品局」を「医薬・生活衛生局」に改める。

第７章第２節１中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改め、同節２の３つめの○中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改める。

第７章第３節２中「健康局」を「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部」に改める。

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく農林水産省、林野庁及び水産庁の国民の保護に関する計画（以下「農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画」という。）を次のとおり変更したので、同条第７項において準用する同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成27年12月18日

農林水産大臣　森山　**裕**
林野庁長官　今井　敏
水産庁長官　佐藤　一雄

農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第１章第１節１⑶中「大臣官房食料安全保障課」を「大臣官房文書課災害総合対策室」に改める。

第１章第２節１の２つめの○中「及び生産局」を「、生産局及び政策統括官」に改める。

第１章第２節２⑵中「生産局」を「政策統括官」に改める。

第１章第２節３⑴の１つめの○中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第２章第２節３⑺③中「及び生産局」を「、生産局及び政策統括官」に改める。

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第33条第１項の規定に基づく経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画を次のとおり変更したので公表する。

平成27年12月18日

経済産業大臣　林　幹雄
資源エネルギー庁長官　日下部　聡
中小企業庁長官　豊永　厚志

経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の一部を次のように変更する。

第３章第２節２を次のように改める。

２　警報の発令、通知及び伝達

武力攻撃事態等に係る警報が発令されたときは、次に掲げる各指定公共機関の所管課室及び各生活関連等施設の担当課室から、防災業務必携で定めるところにより、それぞれの所掌に係る指定公共機関及び生活関連等施設に対し、電話、ファクシミリその他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。警報が解除された場合においても、同様とする。

Ａ．指定公共機関

商務情報政策局情報処理振興課
　独立行政法人情報処理推進機構
産業技術環境局技術振興課
　国立研究開発法人産業技術総合研究所
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課
　内閣総理大臣の指定を受けた一般電気事業者及び卸電気事業者並びに一般ガス事業者
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
　電力広域的運営推進機関

Ｂ．生活関連等施設

資源エネルギー庁電力・ガス事業部関係課、商務流通保安グループ電力安全課
　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第27条第１号に規定する発電所及び変電所（以下「生活関連発変電所」という。）
資源エネルギー庁電力・ガス事業部関係課、商務流通保安グループガス安全室
　国民保護法施行令第27条第２号に規定するガス工作物（以下「生活関連ガス工作物」という。）
地域経済産業グループ産業施設課
国民保護法施行令第27条第９号に規定するダム（工業用水道事業に係るものに限る。以下「生活関連工業用水用ダム」という。）
商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付
　国民保護法施行令第28条第３号に規定する火薬類の取扱所（以下「生活関連火薬類取扱所」という。）
商務流通保安グループ電力安全課、高圧ガス保安室
　国民保護法施行令第28条第４号及び第９号に規定する高圧ガスの取扱所（以下「生活関連高圧ガス取扱所」という。）
商務情報政策局生物化学産業課
　国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素の取扱所（以下「生活関連生物剤等取扱所」という。）
製造産業局化学兵器・麻薬原料等規制対策室
　国民保護法施行令第28条第11号に規定する毒性物質の取扱所（以下「生活関連毒性物質取扱所」という。）